平成２２年（フ）第８５８号
兵庫県姫路市網干区坂上342番地16、従前の住所兵庫県揖保郡太子町太田1903番地７
債務者　横田英也子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３３号
鹿児島県鹿児島市清水町14番30号
債務者　日置　勝利
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目11番19号
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯３丁目15番14号
債務者　岩﨑　和子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目34番15号　シュペリュールうちやま101号
債務者　内門　健太
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
鹿児島県鹿児島市真砂町54番13号
債務者　吉松　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８７号
鹿児島県鹿児島市照国町18番３号　とうごうアパート２－２号
債務者　大里　照代
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７８８号
鹿児島県鹿児島市上荒田町16番12号
債務者　松元　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
北海道余市郡赤井川村字都113番地３、前住所北海道積丹郡積丹町大字美国町字大沢206番地の１
債務者　近藤　貴文
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２１７号
北海道小樽市桂岡町21―28　グランドパレイシャル509号、住民票上の住所北海道小樽市高島３丁目８番８号
債務者　米澤　正博
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２８２号
北海道苫小牧市元町２丁目２番２号
債務者　小林　京子（旧姓京谷）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２９０号
北海道苫小牧市東開町４丁目８番38―１号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１６０２号
仙台市宮城野区五輪２丁目８番５―202号
債務者　今野　武寿
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７９号
宮城県塩竈市新浜町１丁目23番８号
債務者　奥山　守夫
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３１号
宮城県宮城郡利府町中央１丁目13番地４　ラフォーレ若葉202
債務者　内海　夕貴
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５７号
仙台市泉区館４丁目33番地の13
債務者　梶賀　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
宮城県石巻市築山４丁目７番73号
債務者　大槻　光子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係